

別表第1（第26条関係）

障害者（身体・知的及び精神）日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	基準額 (円)	耐用年数 (年)
① 介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	※入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	※移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く	159,000	4
② 自立 生活 支 援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	9,850	8
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	十分な強度を有するもの ①木製 ②軽金属	①2,200 ②3,000 旅行材付の場合は410円（全面の場合は1,200円増し。）外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増し。	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000	8

	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者のうち、脳性麻痺、失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ①主材料がスポンジ、革のもの ②主材料がスポンジ、革、プラスチックのもの	①12,160 ②29,400	3
	※特殊便器	上肢障害2級以上の者	脚踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8
	火災警報器	身体障害者手帳の等級が2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	※電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10
	※聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	87,400	10
③ 在宅療養等支援具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳保持者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの（障害内容は問わない）	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	※視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5
	※視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5

④ 情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	6
	※点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6
	点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの (附属品として、点筆を含む。) ① 標準型 ② 携帯用	① 10,400 ② 7,200	① 7 ② 5
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労し、若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの 又は ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	①85,000 ②35,000	6
	※視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800	6
	※視覚障害者用拡大読書器	視覚障害3級以上であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8
	※視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	テレビ音声の受信が可能なもの	29,000	6

	視覚障害者用時計 (音声又は触読式)	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	11,800	10
	※聴覚障害者用通信装置	聴覚障害3級以上又は音声機能若しくは言語障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000	5
	※聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害3級以上であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900	6
	人工喉頭	音声機能障害者であって、喉頭を摘出したもの	①気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(附属品として、②気管カニューレを含む) ③(電動式)顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	①5,000 ②8,100 ③ 70,100	4 5
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	—
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)	直腸機能障害を有する、ストーマ造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のものと及び洗腸用具	8,600 (1か月)	
	ストーマ装具(蓄尿袋)	ぼうこう機能障害を有する、ストーマ造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のものと及び洗腸用具	11,300 (1か月)	
	紙おむつ	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意志表示困難者		12,000 (1か月)	
	収尿器	ぼうこう機能障害を有する、高度の排尿機能障害者	①男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。プラスチック製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 ②女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製での採尿袋導尿ゴム管付きのもの	A 7,700 B 5,700 A 8,500 B 5,900	1

⑥ 住宅 改修 費	居室生活動作補助用具	下肢体幹機能障害又は、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であり障害程度等級３級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものであり、給付対象者が現に居住する住宅について行われるものに限る（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）。住宅改修の範囲は次に掲げる居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修費	200,000	— (原則１回限り)
--------------------	------------	---	---	---------	---------------

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
- 2 給付個数は、原則として障害者１人に対して１種１個である。（例外：収尿器は衛生面から同時に２個の給付が可能）
- 3 ※印は、１世帯への給付個数が一つ限りのもの。ただし、個人使用形態のもの及び携帯型のもの等においては、この限りでない。

別表第2（第26条関係）

障害児（身体及び知的）日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	基準額 （円）	耐用年数 （年）
① 介護・ 訓練 支援 用具	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度（A2）又は最重度（A1）である者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で、それぞれ原則として3歳以上のもの（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって、原則として学齢児以上のもの（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	※入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介助を要する者で、原則として学齢児以上のもの	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する者で、原則として学齢児以上のもの	介助者が障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	※移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上のもの（移乗又は移動若しくは立ち上がりが困難な者に限る。）	介助者が重度身体障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上のもの	座位の保持を可能とする機能を有し、附属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	33,100	5
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	腕又は脚の訓練が出来る器具を備えたもの	159,200	8
② 自立生活 支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上のもの	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850	8

T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	十分な強度を有するもの ①木製 ②軽金属	①2,200 ②3,000 夜行材付の場合は410円 (全面の場合は1,200円増し。) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増し。	3
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がりの動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 ①主材料がスポンジ、革のもの ②主材料がスポンジ、革、プラスチックのもの	①12,160 ②29,400	3
※特殊便器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び上肢障害2級以上であって、それぞれ原則として学齢児以上のもの（排便後の処理が困難な者に限る。）	脚踏みペダルで温水温風を出し得るもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
※電磁調理器	児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	知的障害児が容易に使用し得るもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害児が容易に使用し得るもの	7,000	10

	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスタ、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400	10
	透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
③在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則学齢児以上のもの	障害児が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上で、原則学齢児以上のもの	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	※視覚障害者用体温計(音声式)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上で、原則学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの (検温結果を、音声により伝える機能を有するもの)	9,000	5
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	98,800	5
④情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの	障害児向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等	100,000	6
	点字器	視覚障害児	視覚障害児が容易に使用し得るもの(点筆を含む。) ①標準型 ②携帯用	①10,400 ②7,200	①7 ②5
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるものとして記載されているもので、原則として就学し、若しくは就労しているもの又は就労が見込まれるもの	容易に操作ができるもの (点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの)	63,100	5

視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳の身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上で、原則学齢児以上のもの	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの 又は、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの	①85,000 ②35,000	6
※視覚障害者用活字文書読み上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、視覚障害の程度が2級以上で、原則学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	198,000	6
※視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学年学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8
※視覚障害者用地デジ対応ラジオ	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって視覚障害の程度が2級以上で、原則学齢児以上のもの	テレビ音声の受信が可能なもの	29,000	6
※聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用し得るもの	71,000	5
※聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工喉頭	音声機能障害児であって、喉頭を摘出したもの	①（笛式）呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として、②気管カニューレを含む。）	①5,000 ②8,100	4
		③（電動式）顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	③70,100	5

	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書		—
	ストーマ装具 (蓄便袋)	直腸機能障害を有する、ストーマ造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチック製のもの及び洗腸用具	8,600 (1か月)	
	ストーマ装具 (蓄尿袋)	ぼうこう機能障害を有する、ストーマ造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの。ラテックス製又はプラスチック製のもの及び洗腸用具	11,300 (1か月)	
⑤排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意志表示困難者		12,000 (1か月)	
	収尿器	ぼうこう機能障害を有する、高度の排尿機能障害児	①男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。プラスチック製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 7,700 B 5,700	1
	収尿器	ぼうこう機能障害を有する、高度の排尿機能障害児	②女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製での採尿袋導尿ゴム管付きのもの	A 8,500 B 5,900	1
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学童児以上の身体障害児であり障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級の者）	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものであり、給付対象者が現に居住する住宅について行われるものに限る（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）。住宅改修の範囲は次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修費	200,000	— (原則1回限り)

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
- 2 給付個数は、原則として障害児 1 人に対して 1 種 1 個である。（例外：収尿器は衛生面から同時に 2 個の給付が可能）
- 3 ※印は、1 世帯への給付個数が一つ限りのもの。ただし、個人使用形態のもの及び携帯型のもの等においては、この限りでない。

別表第3（第26条関係）

障害者（難病患者等）日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	基準額 (円)	耐用年数 (年)
① 介護・ 訓練・ 支援 用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	※移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介助者が障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練をすることが出来る器具を備えたもの	159,200	8
② 自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	常時介護を要する者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850	8
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
	※特殊便器	上肢機能に障害のある者	腳踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8

	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	※電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10
	※聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400	10
③在宅療養等支援具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500	6
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものであり、給付対象者が現に居住する住宅について行われるものに限る(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)。住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修費	200,000	— (原則1回限り)

(注)

- 1 給付個数は、原則として障害児1人に対して1種1個である。
- 2 ※印は、1世帯への給付個数が一つ限りのもの。ただし、個人使用形態のもの及び携帯型のもの等においては、この限りでない。